

装管調第7227号
31.3.29

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部長
防衛医科大学校事務局経理部長
防衛研究所企画部長
統合幕僚監部総務部長
陸上幕僚監部監理部長
陸上幕僚監部装備計画部長
海上幕僚監部総務部長
海上幕僚監部装備計画部長 殿
航空幕僚監部総務部長
航空幕僚監部装備計画部長
情報本部総務部長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁の各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁調達管理部長
(公印省略)

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する事務処理要領について（通知）

標記について、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（装管調第7225号。31.3.29）第5項第1号の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

配布区分：調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官

I T利用装備品等及びI T利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する事務処理要領

1 趣旨

この事務処理要領は、I T利用装備品等及びI T利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（装管調第7225号。31.3.29。以下「長官通知」という。）第4項を実施するために必要な事項及び長官通知のその他の規定を防衛装備庁において実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この細部事項における用語の意義は、長官通知に定めるところによる。

3 入札期限

- (1) 長官通知別紙第4を基準とする要求事項（以下「特定SC管理要求」という。）が適用される契約又は情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項（情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（装武第188号。31.1.9）別添。以下「特約条項」という。）が適用若しくは準用される契約（以下「特定SC管理契約」という。）を防衛装備庁において行う場合における入札期限は、入札者（入札に先行するものとしての提案をする者を含む。以下同じ。）が所定の期限までに提出する契約の履行において使用を予定するソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）に係るリストその他の資料（以下「使用予定機器等リスト」という。）に基づき、当該ソースコード等によって情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）を有意に増大しないことを確認し、これに基づき修正を求めるときにおいて、差し替えの使用予定機器等リストを再提出させる期限とすべき日以降に設けなければならない。
- (2) 防衛装備庁の契約担当官等は、前号の期限を定める場合であって第8項の規定による助言を求めることが想定されるときは、当該助言を得るために必要な期間をあらかじめ確保するものとする。

4 入札説明書

防衛装備庁の契約担当官等は、特定SC管理契約を行う場合には、入札説明書において、次の各号に掲げる要件を満たさない提案又は入札は仕様を満たすものと認められない旨をあらかじめ明らかにするものとする。

- (1) 所定の期限までに使用予定機器等リストを提出すること
- (2) 契約担当官等の指摘に応じて前号の使用予定機器等リストの修正その他の必

要な措置を講ずること

5 サプライチェーン・リスクの確認

- (1) 防衛装備庁の契約担当官等は、長官通知別紙第2又は別紙第3を基準とする要求事項が適用される契約を総合評価落札方式等の価格のみによらない方式により行う場合には、契約履行の内容及び方法に加え、入札者がサプライチェーン・リスクに対応するための履行体制及び品質管理体制を評価するものとする。この場合において、契約履行の過程において障害等リスクが潜在するソースコード等が契約物品（役務対象物品を含む。以下同じ。）に導入され、又は組み込まれるおそれがあると認められる提案があったときは、当該提案を不合格としなければならない。
- (2) 前号の規定は、技術等（入札者の提示する専門的知識、性能、機能、技術及び創意等をいう。）に係る評価において、サプライチェーン・リスクに対応するための履行体制及び品質管理体制について加算点を付与することを妨げるものと解してはならない。
- (3) 防衛装備庁の契約担当官等は、長官通知別紙第2又は別紙第3を基準とする要求事項が適用される契約を最低価格落札方式により行う場合であって、契約履行の内容若しくは方法又は入札者がサプライチェーン・リスクに対応するための履行体制若しくは品質管理体制について、契約履行の過程において障害等リスクが潜在するソースコード等が契約物品に導入され、又は組み込まれるおそれがあると認められる入札があったときは、当該入札を仕様を満たさないものとして取り扱わなければならない。

6 特定SC管理要求に基づく追加確認

- (1) 防衛装備庁の契約担当官等は、特定SC管理要求が適用される契約を行う場合には、入札者が政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第22条の5第1項に規定する者（以下「外国人等」という。）に該当するか否かを確認できる資料を求めるものとする。
- (2) 防衛装備庁の契約担当官等は、前号の場合において入札者が外国人等に該当するときは、当該入札者が契約の履行において開発、設計若しくは製作し又は導入し、組み込み、入替若しくは交換しその他改変すること（以下「改変等」という。）を予定するソースコード等（主要国において広く普遍的に受け入れられているもの（入札者が改変等をしないものに限る。）を除く。）のすべてについて、第4項第1号及び第2号に規定する措置を求めるものとする。

7 サプライチェーン・リスク対応の範囲

防衛装備庁の契約担当官等は、当該契約担当官等が実施する調達に係る調達の相手方、入札者又は契約の相手方が当該調達に関して行う照会、協議、依頼等に対してこの通知の規定に基づき対応する場合のほか、特定のソースコード等に係る障害等リスク等又はその取扱いについて、これらの者に対して回答し、助言し、情報を提供し、その他支援する義務を負ってはならない。

8 特定SC管理契約に係る助言の求め

次の各号に掲げる事項に係る長官通知第4項第1号の規定による助言の求めは、それぞれ次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 入札者又は契約の相手方（以下「入札者等」という。）から使用予定機器等リストの提出を受けた契約担当官等は、調達要求をした者（以下「要求元」という。）と協議し、第4号に規定する助言の送達を必要とする日の15勤務日前までに、調達要求元において内閣官房情報通信技術統合戦略室及び内閣サイバーセキュリティセンターの助言を必要とする部分について防衛装備庁調達管理部調達企画課長（以下「調達企画課長」という。）に、その他の部分を調達要求元にそれぞれ送達する。この場合において、調達企画課長に送達する部分がないときは、調達要求元は、速やかに使用予定機器等リストについて入札者等に求める対応を定め、契約担当官等を通じてこれを要求する。
- (2) 前号の送達を受けた調達企画課長は、当該送達を受けた部分を防衛装備庁長官官房総務官（以下「総務官」という。）に転達する。
- (3) 前号の転達を受けた総務官は、必要な助言を得て、調達企画課長に回付する。
- (4) 前号の回付を受けた調達企画課長は、当該助言を契約担当官等に送達する。
- (5) 前号の送達を受けた契約担当官等は、当該助言を調達要求元に転達する。
- (6) 前号の転達を受けた調達要求元は、助言を踏まえ、使用予定機器等リストについて入札者等に求める対応を定め、契約担当官等を通じてこれを要求する。

9 契約担当官等の必要による助言の求め

- (1) 契約担当官等は、長官通知第4項第2号に規定する確認に係る助言について、あらかじめ、調達企画課長を通じて関係する部局と協議し、同意を得た場合には、前項の例により当該助言を求めることができる。この場合において、前項において「調達要求をした者」又は「調達要求元」とある部分は、必要に応じ、「調達要求をする者」と読み換えるものとする。
- (2) 防衛装備庁に属しない契約担当官等が行う前号の協議は、大臣官房長等が各機関を代表するものとして指定する一の窓口部課の長を通じて行うものとする。
- (3) 第1号の規定による協議及び助言の求めは、契約担当官等が実施する調達に係る調達の相手方又は入札者等（子会社若しくは関連会社又は下請負者、再委託先等を含む。）がもつばら防衛省を最終需要者とするいずれかの契約物品のために用いるソースコード等についてのみ行うことができる。

10 委任規定

この事務処理要領の防衛装備庁における実施に関し必要な細部事項は調達企画課長が、各機関等における実施に関し必要な細部事項は当該各機関等の長の委任を受けた者が、それぞれ定めることができる。